

# 帳票交付方法変更依頼書（兼口座振替解約届）

株式会社七十七銀行 殿

ご記入日 年 月 日

法人向け電子交付サービス（以下「本サービス」といいます。）または法人・個人事業主向けインターネットバンキングの電子交付機能（以下「本機能」といいます。）による対象帳票の交付方法等について、以下のとおり依頼します。

住所	お届印 
氏名	

## 1. 帳票交付方法の変更（該当欄に「○」をご記入ください。）

本サービスまたは本機能による対象帳票の交付方法について、次のとおり依頼します。

○印	変更後の帳票交付方法	備考
①	<b>郵送交付</b>	現在、帳票を「電子交付」でお受け取りのお客さまが、帳票の交付方法を「郵送交付」に変更される場合にご選択ください。
②	<b>電子交付</b>	現在、帳票を「郵送交付」でお受け取りのお客さまが、帳票の交付方法を「電子交付」に変更される場合にご選択ください。
③	<b>郵送交付手数料対象帳票の交付なし</b>	「郵送交付手数料口座振替依頼書」を <b>ご提出済</b> のお客さまが、本サービスの対象帳票に関するお取引がすべてなくなる場合（ <b>「残高証明書」を除く</b> ）にご選択ください。

※ 対象帳票の種類は変更となる場合がございます。最新の対象帳票は当行ホームページに記載しておりますので、あらかじめご確認ください。

## 2. 「郵送交付手数料口座振替契約」の解約

（上記「1. 帳票交付方法の変更」で②または③をご選択された場合は、下記にお届印を押なつしてください。）

お取扱内容	お届印
(1) 貴行に提出済の「郵送交付手数料口座振替依頼書」による「郵送交付手数料口座振替契約」について、解約したく依頼いたします。	
(2) 郵送交付手数料は、本依頼書の <b>提出日の翌月</b> の貴行所定振替日まで引落ししてください。	

## 3. ご確認事項（次の項目をご確認のうえ、チェック欄にレ点をご記入ください。）

ご確認項目	ご確認内容	チェック欄
①	本サービスまたは本機能による対象帳票は、原則として、すべて上記「1. 帳票交付方法の変更」でご選択の「変更後の帳票交付方法」で交付されます。帳票単位で、帳票交付方法を変更することはできません。	□
②	帳票交付方法について「郵送交付」をご希望される場合は、当行所定の「郵送交付手数料」を頂戴いたします。その場合、別途「郵送交付手数料口座振替依頼書」をご提出いただきます。	□

## 4. お取引口座番号

（お持ちの当座預金・普通預金口座をすべてご記入ください。店コードの異なる口座は、別葉にご記入ください。）

店コード	科目	口座番号	店コード	科目	口座番号
	11：当座			11：当座	
	12：普通			12：普通	
	11：当座			11：当座	
	12：普通			12：普通	

### 【銀行使用欄】

営業店記入欄	電子交付に切替の場合	郵送交付手数料の最終振替日(注)	年 月 日	顧客番号							
	郵送交付に切替の場合	右記該当項目いずれかの〔 〕に○を記入	〔 〕 残高証明書(センター発行)のみ先	店コード・店名							
		〔 〕 郵送交付手数料徴収対象帳票あり	検印 実施印								
		〔 〕 (「郵送交付手数料口座振替依頼書」を別途徴求)					受付店 → (写)本部/(原本)元帳店				
本部使用欄	受付番号	「表示管理情報32」登録日		(ダイレクトチャネル推進課備付) (2021.01)							
	支払契約者番号	帳票(写)本部送付日									
登録管理											